

要保護児童対策地域協議会における支援体制とチームマネジメントの課題（1）

－ヒアリング調査および質問紙調査にみるメンタルヘルス問題対応機能を中心に－

○ 県立広島大学 松宮透高（002749）

田中聡子（県立広島大学・006587）・八重樫牧子（福山市立大学・001335）・西村いづみ（県立広島大学・006354）

要保護児童対策地域協議会 チームマネジメント メンタルヘルス問題

## 1. 研究目的

本研究の目的は、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協という）が有効に機能するための支援体制およびチームマネジメントの課題を明らかにすることにある。

要対協は、関係機関が要保護児童に関する個人情報を守りつつ共有し、その支援に関する連携、協議、調整を図る機関である。前身である児童虐待防止ネットワークが平成16年の「児童福祉法の一部を改正する法律」において法的に位置づけられ、以来全国の市町村への設置が進められて来た。「要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況」（厚生労働省2015）によれば、設置率98.9%に達した要対協の運営は、自治体規模や立地環境による差異を反映してか設置形態、運営体制、活動の規模などにおいて多様である。『要保護児童対策地域協議会』の実践事例集」（厚生労働省2012）に示されるように、自治体の特性に応じた支援体制や運営の工夫もまた多様に試みられており、とりわけメンタルヘルス問題のある保護者への対応については、報告者も先駆的实践の例示を通してその機能の重要性を提示した（松宮2011）。とはいえ、全国悉皆調査からは要対協の運営体制になお多くの課題が存在していることも明らかである（加藤2013）。

要対協が取り上げる子ども虐待事例の実態に照らせば、その支援には生活問題やメンタルヘルス問題のある親への対応が不可欠である。しかし、児童相談所や児童福祉施設におけるその支援機能や精神保健医療福祉機関との連携は不十分であり、その中で対応を迫られる支援者の負担感やストレスの高さは当然の帰結と考えられる（松宮ら2013）。それだけに、要対協には機関単体では十分満たせない機能を地域連携によって担保することが期待されているといえるが、「単にトップダウンでネットワークを作っただけでは機能しない」（山野2010）と指摘されるように、運営システムの検討もまた重要な課題である。

## 2. 研究の視点および方法

完全設置をほぼ達成した要対協に今後求められるのは、その実質的な機能の発揮である。本研究では、必ずしも十分な研究蓄積がみられない要対協のメンタルヘルス問題対応機能およびチームマネジメント機能に焦点を当て、以下3つの探索的調査を行った。

先行研究等から有効に機能していると考えられる全国21自治体の要対協事務局への①ヒアリング調査（平成25年度から27年度にかけて実施）、A県における市町要対協担当者研修機会を活用した②集合アンケート調査（20自治体30名、回収率100.0%）と、同時に実施した③ブレイン・ストーミングで得られた174枚の記述カードのKJ法による分

析（いずれも平成27年1月実施）、である。本報告(1)では①と②の結果を示す。

### 3. 倫理的配慮

いずれのデータ収集においても、協力者に対し事前に調査の内容、目的等を示し、研究調査目的以外にはデータを利用しないこと、個人が特定されないように氏名や自治体名等は記号化すること、調査協力は任意であり調査開始後の中止等の申し入れ等には応じることを口頭と文章で説明し、同意が得られた場合のみ実施することとした。調査②と③については、協力者全員から同意書の提出を得た。

### 4. 研究結果

①ヒアリング調査：メンタルヘルス問題対応とソーシャルワークの機能については、事務局をはじめ実務者会議への専門職参画が全体に乏しく、地域の精神科医療機関との連携構築にも苦慮していた。精神科医師や精神保健福祉士が中核的に運営に参画している一部の要対協では、メンタルヘルス問題対応のみならずチームマネジメントにも配慮がみられ、実務者会議が活性化する可能性も示唆された。

②アンケート調査：実務者会議に全面的に参画する職員については、生活保護担当職員が45.0%、障害者福祉担当職員は15.0%であった。保健師が80.0%の要対協においてリーダー的もしくは全面的に参画している一方で、精神科医師は65.0%、精神保健福祉士は55.0%の自治体においてほぼ参画がみられず、連携もできていないと認識されていた。また研修に関しては、メンタルヘルス問題およびチームマネジメントともに高い受講希望がある一方で、受講実績は少ないと認識されていることが明らかになった。

### 5. 考察

本研究は調査対象も少なく探索的な内容ではあったが、要対協への精神科医師や精神保健福祉士の参画や連携が乏しい反面、その充実はチームマネジメントについても有効に機能し得ることが示唆された。要対協におけるメンタルヘルス問題への対応およびチームマネジメント機能の向上のためには、事例の実態に即した支援体制整備と研修機会の確保、チームマネジメント方策の検討と普及を図る必要がある。今後、対象を拡大しつつ調査を継続する予定であり、改めて総合的な分析を行いたい。

(引用文献)

松宮透高・八重樫牧子(2013)「メンタルヘルス問題のある親による虐待事例に対する相談援助職の認識－児童福祉と精神保健福祉における差異を焦点として－」『社会福祉学』(53)4. 123-136.

加藤曜子(2013)「要保護児童対策地域協議会全国市町村悉皆調査 調整機関、実務者会議、研修の在り方」平成25年度厚労科研『児童虐待の発生と重症化に関連する個人的要因と社会的要因についての研究』(主任研究員 藤原武男)

山野則子(2010)「市町村虐待防止ネットワークとコミュニティソーシャルワーク」『コミュニティソーシャルワーク』(5). 32-42.